441－対面-

社会福祉とソーシャルワーク

ー福祉相談の中の声々ー

世田谷区生涯大學　　「福」「祉」は幸せ・福祉文化コース　　講師　山﨑　眞弓

ソーシャルワークが産まれたいきさつ

- カトリックとプロテスタント

  1517年ルターの95条の論題、カルヴィンの予定説（1536年バーゼルでの『キリスト教綱要』）

  カルヴィンの予定説：自らの神に救われる予定を確かめるべく「現世の富」を確認する、

  世界の宗教の中で始めて**「現世、地上の富」が、神の恩寵の証**と言う論理で肯定された

- イギリス救貧法（1538年ヘンリー8世統治、1601年エリザベス1世統治時完成）

  「貧困と困窮」を峻別・貧困はワークハウスで監獄より厳しい強制労働。逃亡者が絶えなかった。

－イギリスの産業革命（1760年代から1830年代）の中のロンドン市民生活－

1886-1902 年チャールズ・ブースは、莫大な私費を投じた 17 年に渡る

ロンドン の都市生活者（労働者階級）の貧困調査を進めた

報告書「ロンドン民衆の生活と労働」を （1902-1903）出版

ソーシャルワークが産まれたころの英国

ロンドン調査では32.1%が絶対的貧困・・25%とされていたが・・
（この貧困調査は命が繋げない程の貧乏を明かに）

ロンドン調査により、当時は貧困は個人の怠惰の結果なので〔性悪説－キリスト教の原罪の考え〕懲罰的な救貧院で強制労働の中で矯正するという流れの中で、そうではなく**社会の構造的問題**に違いない事が証明された。
飢え凍えが覆うロンドンの貧民窟に、イギリス紳士のノーブレス・オブリジュ（高貴さは《義務を》強制する）により自分の高潔な人格で貧民を感化しようと、貧民街訪問（友愛訪問）が始まる。でも効果があがらず、

反省点を出し合い相談活動のノウハウの蓄積・援助の技術の纏め

↓

Social Work（ソーシャルワーク）の始まり

教養番組「知の回廊」63－中央大学の番組「19世紀の英文学と少年法」（2008年）

- 子どもは労働力として強く社会から期待されていましたし、
  子どもの方でも労働が当たり前ととらえていました。
  実際に、使用者のいいなりに、炭坑や工場など多くの危険な現場に
  送られ、現代では大人でも考えられないほどの長時間の労働

- **ディケンズの『オリヴァ・トゥイスト』による変化**

1837に連載が始まると、大ベストセラーに（子どもを始めて主人公に）
主人公のオリヴァは、孤児として救貧院という施設に行くが、
追い出されて、葬儀屋で働くが、窃盗団まで流れて、逮捕され
裁判にかけられたときに、窃盗被害の紳士に助けられるという筋
→　この小説がきっかけで子供の待遇の改善、児童福祉が始まる

- 炭鉱労働・煙突掃除・道路掃除　18世紀イギリスの児童の姿

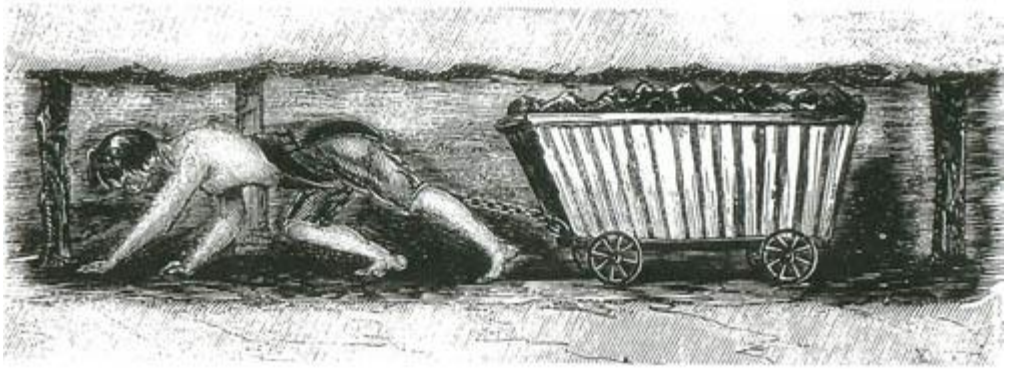

ロンドンのスラム（人類史上初めて）

- 劣悪住宅が広がり、不衛生、過密、児童労働、低賃金、長時間労働等

人類史上初めて大規模に現出したス ラム街を形成していた。

- 子供たちは、肺病などで短命に。（工場内の空気は汚れている、幼い頃から長時間働き続けるので）・仕事中（炭鉱、煙突掃除、工場等）の事故

※1842 年の「平均寿命の比較調査」

リヴァプールの労働者の平均寿命は15 歳。「ジェントリ地主」は35 歳

平均身長もどんどん小さくなり、フランス人の平均身長との差がどんどん開き、英国陸軍が徴収する若人の体位の 劣勢が、国家的な問題になる

貧乏・貧困観とキリスト教社会

- ローマの国教以前のキリスト教ー「富んでいる者が神の国にはいるよりは、らくだが針の穴を通る方が、もっとやさしい」―マタイによる福音書 19:23-26
  「清貧と博愛、地上ではなく天国の宝を貯める」という信仰生活
- 392年ローマの国教となったキリスト教、アタナシウス派の教え（三位一体説）
  「清貧、従順の誓い」・次第に修道院の俗世化・寄進土地で領主化、妻帯など
  ドミニコ修道会は異端・異教徒への取り締まり強化　　7世紀にイスラム教興る

★　プロテスタンティズムの勃興（16～17C厳しい宗教戦争）
十字軍（13～14C）・ルネッサンス（14～16C)・宗教改革（16～17C）
三角貿易（17～18C)へ・免罪符、教会への抵抗が、ルターやカルヴィン予定説
※予定説では「自分が神に救われる予定をもっている、それを確かめるべく、
「現世の富」を確認の為、刻苦精励して富を得る→世界の宗教の中で初めて
→**「現世、地上の富」が神の恩寵の証と言う論理で肯定された。**

バイステック（ケースワーク）の7原則

- 1. 個別化の原則　（利用者の個別事情、個性を重んじる）
- 2. 意図的な感情表現の原則（利用者が出せるように配慮する）
- 3. 統制された情緒関与の原則
  （相談される側の感情表現をコントロールせよ）
- 4. 受容の原則　（利用者の諸事情を受け止めて、受け入れる）
- 5. 非審判的態度の原則（利用者のすべてを善悪判断しない）
- 6. 自己決定の原則　（利用者の自己決定を大切に）
- 7. 秘密保持の原則　（相談される側は守秘義務を守る）

6．自己決定の尊重

- クライエントの自己決定を尊重する

自己決定よりも専門家の決定を押し付けて、利用者を管理する
傾向は、利用者に無力感をひこ起こしたり、反感を呼んでしまう

でも、自己決定を尊重した結果が、想定外だと、利用者は
自分の責任だと思って、決定の修正などに遠慮、葛藤も生じる。
なので、専門家、家族、利用者などが、決定に関与しつつ
修正も出しやすく、失敗も学べるような関係も必要か？

自己決定はオールマイティか？最善の利益の考え方も

３．統制された情緒関与の原則

- 相談される側にも、本音と建て前みたいなこともある

- なので、本音の感情をどこまでコントロールできるのか？
  どの程度までコントロールできのか？

なので、理解できない場合は、自分の感情を、受容というのか、
どうしてそうなの？と、そのクライエントの感情の
成り立ちに接近しながら、相手を理解する姿勢

５．非審判的態度

- 統制された情緒関与の原則と重なる
  他の専門職、学問領域では、非審判的態度などと言っていたら、仕事にならないと言うのか、専門の立場、意味を提示でない、例えば拒薬する患者に非審判的な医療職では？
  （なのに、社会福祉は非審判的であれと言う）

  利用者の警戒心や、自己防衛的な気持ちを誘ってしまっては、コミュニケーションはどうか？なので、相談する人のいう事について、決めつけたり、審判するな、善悪判断で相手に接しなように。**善悪判断の中に、相談者側の思い込みもあるかも？**

自分の心の癖を知ることが大切

- **自己覚知**

相談を業とする専門職に限らず、誰にでも、こころの癖はある。
人生、失敗、成功、悲しかった事、喪失体験などに無意識で囚われている？

なので、ついこだわって大きく感じる事
無視してしまう事・自分の癖で聞き取る姿勢がある
その癖の形、なぜそうなってゆくのか、その自分の心の形を知ると
自分的に納得して、気を付けてゆく、そういう自分が可愛そうというか、
愛情を感じるというか、抱きしめて生きるような心も産まれる。

自己覚知ー自分の原風景を知る、人を見る時の自分の癖も知っておく